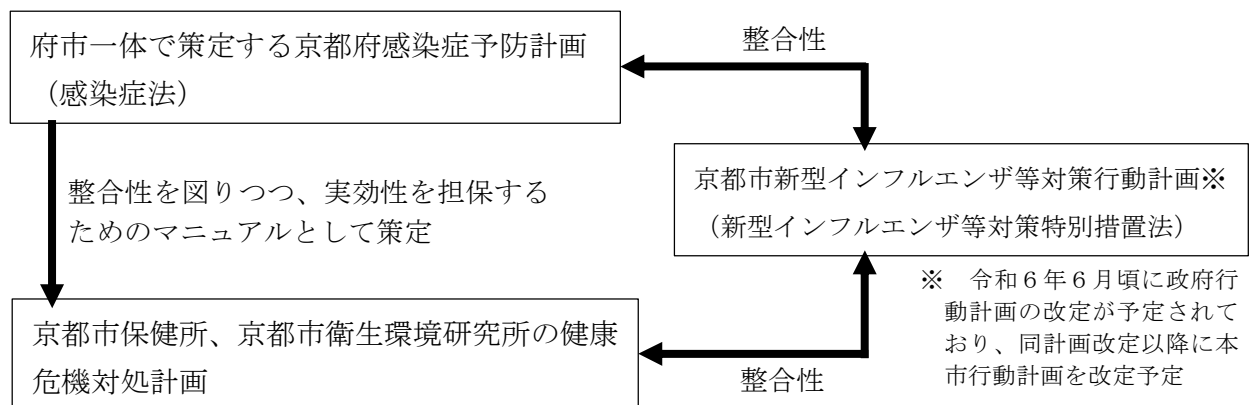


健康危機対処計画の策定について

新型コロナウイルス感染症対応での課題を踏まえ、今後の新興感染症の発生に備えることを目的に、令和4年12月に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）及び地域保健法等が改正され、保健所設置市に感染症対策の方向性等を定める予防計画の策定義務等が新設されました。あわせて、地域保健対策の推進に関する基本的な指針の改正により、保健所及び地方衛生研究所において、同予防計画に定める保健所体制及び検査体制等の実行性を担保するための「健康危機対処計画（感染症編）」の策定が求められることとなりました。

本市では、12月18日の環境福祉委員会で御報告しました府市一体で策定する予防計画や国から示された策定例を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対応の取組・経験を生かした健康危機対処計画を策定し、平時から準備を進めておくことで、将来生じうる健康危機事案における体制を確保してまいりますので、御報告いたします。

1 健康危機対処計画と各法定計画の関係



2 本市における新型コロナウイルス感染症対応の評価と課題 参考資料のとおり

3 健康危機対処計画（感染症編）の概要

国の策定例や本市における新型コロナウイルス感染症対応における振返りを踏まえ、府市一体で策定する「京都府感染症予防計画（以下「府予防計画」という。）」の実行性を担保するための手順を示した行政内部計画として策定する。

京都市保健所健康危機対処計画及び京都市衛生環境研究所健康危機対処計画の概要は別紙1のとおり。

4 今後の対応

	内 容
令和6年3月	・京都市保健所健康危機対処計画、京都市衛生環境研究所健康危機対処計画の策定
4月以降	・定期的な実地訓練等の実施 ・京都府感染症対策連携協議会や京都市保健所運営協議会等における対処計画に基づく取組状況の定期的な評価等 ・必要に応じた計画の見直し